

快適くらし

木の家が持つ魅力をチェック。

# 文化と歴史をつなぐ家



クジラの神様。萩野さんの商売を見守る神様として、仏師である吉田さんに作ってもらったもの。

## 文化を継承する木

築90年の主屋。「今はこんなに見違えました。もう長い間空き家だったため、かなりひどい状態でした。」と萩野和徳さんは言います。内部を、会社の研修や展示の場として使えるように改修しました。元の木を最大限活かすため、骨組みはそのままに、外壁などは新しい木を使用。ギリギリ使える部分まで残り、腐っている部分だけを切り取って、新しい木を継ぎ足して補強・修復しています。高知県産の木材を使用し、安芸市の職人に依頼すること。それがゆずれないこだわりでした。

更に古い明治後期の建物である東の離れは、屋根が波打つほど朽果てていましたが、職人の技術を駆使し、手間暇かけた工程を経て、耐久性も満たす居心地のいい空間に再生しました。

## 地域への恩返し

2012年に国の『重要伝統的建造物群保存地区(※)』に選定された安芸市土居廓中の町並み。この地区にある角地の空き家物件を1軒、萩野さんが買い取り、2019年11月から改修を開始しました。修理内容の基本方針は「生活の快適・利便性を

図りつつ、「歴史的風致を維持する」。建築士の桑名平さんと共に、市保存審議会委員との見解の相違をクリアしながら、「ここまで一歩一歩進んできました。」

## 若者が帰りたくなる場所に

伝統的建造物を継ぐことは、文化や歴史を残すことだと考える萩野さん。「大切に使う、また次につないでいく。地域の文化は、若い子のアイデンティティです。」両親が安芸市出身だという萩野さんは「安芸に来たのも、この物件に出会ったのも、すべて縁があったことなので、やる以上はいいものを残していきたい。進学や就職で県外に出た後も、帰ってきたいと思える場所にしたい。」と話します。主屋の天井板は取り除き、あえて木の梁を見せることで、優しい木の温かみを感じる空間に。近隣の方が集まるシェアスペースとしても使用してほしいといいます。

## 当時の姿を可能な限り再現

「建築技術の継承のために、100年後をイメージして、ここがモデルとなるようにしたい。モデルがなかったら再生のしようがないでしょう?」。あくまでも、その時代を一時保

管しているという意識。萩野さんの挑戦は、木のもつ力と可能性を最大限に引き出すことで、地域の未来を支えます。  
このような功績が認められ、2022年度高知県木の文化賞を木造建築物及び木造建造物の部で受賞。重要伝統的建造物群保存地区の制限・規制がある中、快適な住空間をつくった点、周囲の風景と調和し、地域と共に生きる建築にした点などが評価されました。※表彰式の様子は11ページをご覧ください。



木の文化賞HP

## ※重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、国が定める地区。伝統的建造物群保存地区の制限内容として、新築・増築・改修・模様替えなどで建物の外観を変更するときは、市町村に申請して許可を得てから実施する必要があります。



修繕前



修繕後:修復して生まれ変わる木。



## 山のくじら舎

代表・萩野和徳さんは、2001年に大阪から移住し安芸市で起業。県産材を生かした玩具や雑貨の製造・販売をしています。

安芸市川北甲1967  
TEL/0887-34-4500  
https://yamanokujira.jp/



## 桑名平 建築研究所

代表・桑名平さんは地域や文化に軸足を置いて、木の持つ優しさや力強さをいかした家づくりを心がけています。

高知市大谷公園20-1  
エスコートいさむ2-2A  
TEL/088-850-0022  
http://www.kuwa-ken.com

画像等提供協力:  
桑名平建築研究所

## 高知県からのお知らせ

全国一の森林率84%を誇っている高知県。その木を使って、風土に合った家を建ててみませんか。県では、「こちの木に住まいづくり助成事業」であなたを応援します。柱や梁等の8割以上に県内産乾燥木材を使うと、量に応じて、最大80万円の補助金がもらえます。また、JAS製材品の需要拡大のための支援を行っています。

### 【要件】

高知県内で新築、増築、リフォームを行う木造住宅

- 延べ面積の過半の用途が住宅であること
- 県内産乾燥木材を使用すること
  - [新築・増築の場合] 基本部位に80%以上使用すること
  - [リフォームの場合] リフォーム部分の木材に使用すること
- 新築及び増築は瑕疵担保責任保険加入等住宅であること

### 【対象者】

対象住宅を取得(所有)し、自ら居住する個人(賃貸を目的とするものは除く)

申込や申請の手続きは、建築士行政書士に委任できます。提出書類には設計や施工に関するものが多く必要なので、建築士に委任するのが一般的な方法です。家を建てるのが決まったら、建築士さんに一度ご相談ください。補助額の算定方法や手続きなど、制度・事業の詳細については高知県庁HPをご覧ください。

### 【補助額】

- ①基本部位、その他の部位  
県内産乾燥木材(JAS製品)の使用量m<sup>3</sup>(小数点以下切捨て)×20,000円=補助額①
  - ②基本部位、その他の部位  
県内産乾燥木材(JAS製品以外)の使用量m<sup>3</sup>(小数点以下切捨て)×11,000円=補助額②
  - ③内装木質化  
県内産乾燥木材の使用面積m<sup>2</sup>(小数点以下切捨て)×2,000円=補助額③
  - ④長期優良住宅加算  
長期優良認定木造住宅/10万円加算(地域型グリーン化事業など併用できない事業もあります。)
  - ⑤子育て加算  
対象者の世帯に児童手当受給対象となる児童が2人以上いる場合 ③の内装木質化と同額を加算
- 合計の上限は80万円



修繕前



修繕後



修繕後:社員の宿泊棟として使用。

この日の取材の様子はこちらから  
YouTubeチャンネル  
森林環境情報誌 もりりん



こちの木に住まいづくり 検索

